

旅行業約款、その他関連約款

第1問 標準旅行業約款に関する以下の問1.～問20.の各設問について該当するものを、それぞれの選択肢から選びなさい。(配点 4点×20)

問1. 主催旅行契約に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- a. 旅行業者は、主催旅行契約の履行に当たって、手配の全部を本邦外の他の旅行業者や手配を業として行う者その他の補助者に代行させることはできない。
- b. 旅行者の不利にならない範囲で書面により締結した特約は、いかなる場合であっても約款に優先して適用される。
- c. 「電子承諾通知」とは、契約の申込みに対する承諾の通知であって、情報通信の技術を利用する方法のうち、旅行業者又は旅行業者を代理して販売する旅行業者等が使用する電子計算機等と旅行者が使用する電子計算機等とを接続する電気通信回線を通じて送信する方法により行うものをいう。
- d. 主催旅行契約では、旅行業者は、旅行者が旅行業者の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービスの提供を受けることができるように、手配することのみを引き受けている。

問2. 主催旅行契約の締結に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- a. 通信契約の申込みをしようとする旅行者から予約を受け付けた後、所定の期間内に、会員番号等の通知がないときは、旅行業者は、当該予約はなかったものとして取り扱うことができる。
- b. 旅行業者は、業務上の都合があるときは、契約の締結を拒否することができる。
- c. 通信契約において電子承諾通知を発する場合は、契約は、旅行業者が当該契約の締結を承諾する旨の通知を発した時に成立する。
- d. 電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段により予約を受け付けた場合において、所定の期間内に、旅行者から申込書と申込金の提出があったときの契約の締結の順位は、当該予約の受付の順位による。

問3 . 主催旅行契約の契約書面、確定書面に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- a . 旅行業者は、情報通信の技術を利用する方法により当該書面に記載すべき事項を提供したときは、旅行者の使用する通信機器に備えられたファイルに記載事項が記録されたことを確認しなければならない。
- b . 確定書面を交付したときは、旅行業者が手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、当該確定書面に記載されたところに特定される。
- c . 契約書面には、必ず確定された利用予定宿泊機関及び表示上重要な運送機関の名称を記載しなければならない。
- d . 旅行業者は、契約の成立後速やかに、旅行者に、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び旅行業者の責任に関する事項を記載した書面を交付しなければならない。なお、書面の交付に代えて、情報通信の技術を利用することができる。

問4 . 主催旅行契約の変更に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- a . 旅行業者の関与し得ない事由が生じたため契約内容を変更するときは、旅行業者はあらかじめ速やかに、当該事由が関与し得ないものである理由と当該事由との因果関係を旅行者に説明しなければならないが、緊急やむを得ないときは、変更後に説明することもできる。
- b . 利用する運送機関の適用運賃・料金の減額がなされたときは、それが通常想定される程度を大幅に超えるものでない場合であっても、旅行業者は、その減少額だけ旅行代金を減額しなければならない。
- c . 利用予定のA航空の過剰予約のため、B航空を利用することになったが、その結果、旅行の実施に要する費用が増加することとなっても、旅行業者は、旅行代金を増額することはできない。
- d . 旅行業者の承諾を得て交替した旅行者は、当該契約に関する一切の権利と義務を引き継ぐことになり、当初の旅行者が旅行代金の残金の支払いを完了していない場合は、その残金の支払い義務を負う。

問8．主催旅行契約における旅行代金の払戻し（通信契約を締結した場合を除く。）に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- a．運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止により旅行の実施が不可能となったため、旅行開始前に旅行業者が契約を解除する場合は、旅行業者は、解除の翌日から起算して7日以内に旅行者に収受済の旅行代金を払い戻さなければならない。
- b．天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令その他の旅行業者の関与し得ない事由により、旅行業者が旅行開始後に契約を解除した場合の旅行代金の払戻しにあっては、旅行者がいまだその提供を受けていない旅行サービスに係る取消料、違約料は旅行者の負担とすることはできない。
- c．旅行日程を短縮して帰国したため旅行の実施に要する費用が減額となった場合は、旅行業者は、当該帰国日の翌日から起算して30日以内にその減額分を払い戻さなければならない。
- d．宿泊機関の利用人員によって旅行代金が異なる主催旅行で、利用人員の変更により旅行代金が減額になる場合は、旅行業者はその減額分を利用人員変更の申し出があった日の翌日から起算して7日以内に払い戻さなければならない。

問9．旅程管理に関する次の（ア）～（ウ）の記述から、正しいものをすべて選びなさい。

- （ア）旅行業者は、旅行者が旅行中旅行サービスを受けることができないおそれがあると認められるときは、当該主催旅行契約に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講じなければならない。
- （イ）旅行業者は、代替サービスの手配を行うときは、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努めなければならない。
- （ウ）旅程管理業務を他の旅行業者に代行させる旨を契約書面に明示した場合は、当該主催旅行業者は旅程管理に関する責任を免れることができる。

- a．（ア） b．（ア）（イ） c．（ア）（ウ） d．（イ）（ウ）

問10．主催旅行契約における旅行業者の責任（損害賠償責任）に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- a．旅行業者の重大な過失により旅行者の手荷物に損害を与えた場合の旅行業者の損害賠償限度額は、旅行者1名につき15万円である。
- b．主催旅行参加中の旅行者が、盗難により手荷物に損害を被った場合、旅行業者又はその手配代行者の故意又は過失によるものでなければ、当該旅行業者にはその損害の賠償義務はない。
- c．海外主催旅行参加者が、旅行業者の過失により手荷物に損害を被り、旅行業者に対して損害発生の翌日から起算して21日以内に通知をしたときは、当該旅行業者はその損害について賠償すべき責を負う。
- d．手配代行者の過失により旅行者が身体の上に損害を被った場合は、旅行業者はその損害について賠償すべき責を負うが、損害発生の翌日から起算して2年以内に当該旅行業者に通知があったときに限られる。

問 11 . 特別補償に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- a . 旅行者が被った損害について、旅行業者に故意又は過失がないことが証明されたときは、旅行業者には特別補償の義務は一切生じない。
- b . 旅行者が主催旅行の行程から離脱する場合で、離脱及び復帰の予定日時をあらかじめ旅行業者に届け出ていたときは、その離脱中に負傷して入院したときの治療費や入院費用は特別補償の対象となる。
- c . 海外主催旅行に参加した旅行者が、解散後、空港から自宅までの帰宅途中に交通事故に遭い死亡した場合、旅行業者は旅行者 1 名につき 2,000 万円の死亡補償金を支払わなければならない。
- d . 主催旅行参加中の旅行者が、身体外部から有毒ガスを偶然かつ一時に吸入し中毒症状が急激に生じ入院した場合は、特別補償の対象となる。

問 12 . 次の記述のうち、特別補償の対象となるものはどれか。

- a . 海外旅行中の地震で傷害を被った旅行者に生じた後遺障害
- b . 他覚症状のない旅行者の頸部症候群
- c . 盗難にあった添乗員のスーツケース
- d . 置き忘れた旅行者のカメラ

問 13 . 旅程保証に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- a . 変更補償金は、旅行者が契約内容の重要な変更が発生した旨を所定の期間内に旅行業者に通知した場合に限り支払われる。
- b . 契約内容の重要な変更の発生に伴い旅行代金が減額になった場合は、旅行業者は、旅行者に変更補償金を支払えば、その減額分の返金は要しない。
- c . 契約書面の記載では「A 航空」利用となっていたものを、「B バス」利用に変更した場合は、運送機関の種類の変更と会社名の変更が同時に発生しており、2 件の変更として取り扱われる。
- d . 旅行業者の支払うべき変更補償金の額が、旅行者 1 名に対して 1 主催旅行につき 1,000 円未満であるときは、旅行業者の変更補償金の支払いは免除される。

問 14 . 次の記述のうち、旅程保証の対象となるものはどれか。

- a . 契約書面のツアータイトル中に、「オーロラを観測する」と記載していたものが、気象状況によってオーロラが見られなかったとき。
- b . 契約書面に記載していたホテルが、手配代行者の過失により、契約書面に記載のなかった別のホテルに変更になったとき。
- c . 契約書面で「海の見える部屋」と記載していたが、ホテルの過剰予約により「海の見えない部屋」に変更になったとき。
- d . 契約書面で列車の等級は「普通車指定席」と記載していたが、座席の不足が発生したため、同一列車の「グリーン車指定席」に変更になったとき。

問 15 . 手配旅行契約（企画手配旅行契約を除く。）に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- a . 旅行業者は、書面による特約をもって、申込金の支払いを受けることなく、契約の締結の承諾のみにより契約を成立させることはできない。
- b . 団体・グループ手配において、旅行業者は契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負わない。
- c . 「旅行代金」とは、旅行業者が旅行サービスを手配するために、運賃、宿泊料その他の運送・宿泊機関等に対して支払う費用及び旅行業者所定の旅行業務取扱料金（変更手数料及び取消手数料金を除く。）をいう。
- d . 旅行業者が手配するすべての旅行サービスについて乗車券類、宿泊券その他の旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面を旅行者に交付するときは、契約書面を交付しないことがある。

問 16 . 手配旅行契約（企画手配旅行契約を除く。）に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- a . 旅行業者の責に帰すべき事由により旅行サービスの手配が不可能となったときは、旅行者は契約を解除することができ、これにより旅行者が損害を被った場合は旅行業者に対し損害賠償の請求ができる。
- b . 旅行者が所定の期日までに旅行代金を支払わないときは、旅行業者は契約を解除することができるが、この場合、旅行業者は取消手数料のみを収受することができる。
- c . 旅行業者が善良な管理者の注意をもって旅行サービスの手配をしたときは、満員、条件不相当等の事由により運送・宿泊機関等との間で旅行サービスの提供をする契約を締結できなかった場合でも、旅行業者は旅行者に所定の旅行業務取扱料金を請求することができる。
- d . 旅行業者は、旅行開始前において、利用予定の運送・宿泊機関等の運賃・料金の改訂や為替相場の変動により旅行代金の変動が生じた場合は、当該旅行代金を変更することができる。

問 17 . 包括料金特約を結ばない企画手配旅行契約に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- a . 企画書面に記載した期日までに、旅行者から企画の承諾又は不承諾の通知がないときは、旅行業者は、旅行者が当該期日において契約を解除したものとみなすことができる。
- b . 契約書面に記載された期日までに旅行業者から企画書面の交付がないときは、旅行者は契約を解除することができ、この場合、旅行業者は収受済みの旅行代金を全額払い戻さなければならない。
- c . 旅行者が承諾通知を行う前に、自己の都合により契約を解除する場合で、旅行業者が企画に着手していたときは、旅行者は企画料金を支払わなければならない。
- d . 旅行者からの承諾通知後に、企画書面に記載した企画に添った手配ができなかったときは、旅行業者は、旅行者に代替企画書面を交付しなければならない。この場合、この代替企画書面の企画を旅行者が承諾しなかったときは、契約は解除されたものとみなし、旅行業者は収受した旅行代金を全額払い戻さなければならない。

問 18 . 包括料金特約を結んだ企画手配旅行契約に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- a . 旅行者が企画書面に記載された企画を承諾した後に、旅行者の都合で契約を解除した場合は、旅行業者は、手配の着手後で、かつ取消料の支払いを要する期間内であれば、取消料を収受することができる。
- b . 「包括料金特約」とは、旅行代金をその内訳の明示をすることなく一定額とし、旅行代金の精算をしない旨の特約をいう。
- c . 旅行開始前に宿泊料金が増額された場合は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 15 日目に当たる日より前に、旅行者に通知しても、包括料金を増額することはできない。
- d . 手配旅行契約において特別補償規程が適用になるのは、包括料金特約を結んだ企画手配旅行契約に限られる。

問 19 . 次の手配旅行契約（企画手配旅行契約を除く。）において、旅行開始前に旅行者が自己の都合により契約を解除した。この場合、旅行業者が旅行者に払い戻さなければならない金額はいくらか。なお、旅行サービス提供機関に係る取消料、違約料は一切要さないものとし、旅行代金は全額収受済とする。

< 手配旅行契約の内容 >

- ・ 運賃、宿泊料その他の運送・宿泊機関等に対して支払う費用 20 万円
- ・ 旅行業務取扱料金（変更手数料金及び取消手数料金を除く。） 2 万円
- ・ 取消手数料金 5 千円

- a . 17 万 5 千円 b . 19 万 5 千円 c . 21 万 5 千円 d . 22 万円

問 20 . 渡航手続代行契約及び旅行相談契約に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- a . 契約の履行に当たって、旅行業者が故意又は過失により旅行者に損害を与えたときは、損害発生の翌日から起算して 2 年以内に旅行業者に通知があったときに限り、旅行業者は損害賠償責任を負う。
- b . 渡航手続代行契約は、旅行業者が旅行者から申込金を受理しなければ成立しない。
- c . 旅行業者は、旅行者の相談内容が公序良俗に反し、若しくは旅行地において施行されている法令に違反するおそれがあるものであっても、旅行相談契約の締結に応じなければならない。
- d . 電話による旅行相談契約の申込みを受け付ける場合は、契約は、旅行業者が当該契約の締結を承諾した時に成立する。

第2問航空3社（日本航空、全日空、日本エアシステム）の国際運送約款に関する問21.～問24.について、正しいものはa.を、誤っているものはb.を選びなさい。

（平成15年9月1日現在有効な約款による）

（配点 2点×4）

問21. 旅客に適用になる運賃は、航空券の最初の搭乗用片によって行われる運送開始日に有効なものが適用になるが、旅客が航空券を購入した後に運賃の値上げがあった場合は、値上げ実施日後1ヵ月間に限り、購入時に有効であった運賃が当該旅客に適用される。

問22. 航空会社がペット等の動物の運送を引き受けた場合、その動物はその容器及び餌とともに超過手荷物扱いとなり、旅客は、超過手荷物料金を支払わなければならないが、この動物の中には、身体に障害のある旅客が同伴する補助を目的とする犬も含まれる。

問23. 航空会社は、旅客が、他の旅客に不快感を与え又は迷惑を及ぼすおそれがあるという理由だけでは、当該旅客を拘束することはできない。

問24. 航空会社の責任限度額を超える手荷物については、旅客は、当該手荷物の価額を申告することができる。ただし、一旅客の手荷物の申告価額は、2,500米ドルが限度である。

第3問 航空3社（日本航空、全日空、日本エアシステム）の国内旅客運送約款に関する問25.～問28.について、正しいものはa.を、誤っているものはb.を選びなさい。

（平成15年9月1日現在有効な約款による。）

（配点 2点×4）

問25. 航空会社は、12歳以上の旅客に同伴された座席を使用しない3歳未満の旅客については、同伴者1人に対し1人に限り無償にてその運送を引き受ける。

問26. 旅客運賃又は料金の払戻しは、当該航空券又は航空引換証と引換にその有効期間満了後10日以内に限り行われる。

問27. 不正搭乗した旅客には、当該旅客に適用になる不正搭乗区間の運賃・料金に加えて、搭乗時の当該区間に設定された最も高額な運賃・料金の2倍相当額が請求される。但し、その搭乗区間を判定できない場合は、その搭乗機の出発地からとされる。

問28. 受託手荷物運送における航空会社の責任は、常に旅客1名につき総額金150,000円の額が限度である。

第4問 モデル宿泊約款に関する問29.～問30.について、その内容が正しいものはa.を、誤っているものはb.を選びなさい。 (配点 2点×2)

問29. ホテル(旅館)は、宿泊客が、公の秩序又は善良な風俗に反する行為をするおそれがあると認められるときや、伝染病者であると明らかに認められるときは、契約の締結を拒否することができるが、契約締結後は、違約金相当額の違約料を支払わなければ当該宿泊客との契約を解除することができない。

問30. 宿泊客がホテル(旅館)に持ち込んだ現金や貴重品で、フロントに預けなかったものに損害が発生した場合は、それがホテル(旅館)の故意又は過失によるものであるときは、当該ホテル(旅館)はその損害を賠償しなければならない。